

# 環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

バングラデシュ国ダッカ

都市交通網整備事業D F R

日時 平成22年12月27日（月）14：03～15：45

場所 J I C A本部2階 229テレビ会議室

（独）国際協力機構

<助言委員> (敬称省略)

石田 健一	東京大学 海洋研究所海洋生命科学部門助教
田中 充	法政大学 社会学部及び政策科学研究科教授
早瀬 隆司	長崎大学 環境学部教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部教授
松下 和夫	京都大学 大学院地球環境学堂教授
村山 武彦	早稲田大学 理工学術院創造理工学部教授

<JICA 事業主管部>

小泉 幸弘	経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課長
小野 智弘	経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課

<コンサルタント>

・株式会社 片平エンジニアリング・インターナショナル

福岡 孝雄	環境社会開発室
松川 和史	海外本部 統括部長 技術士(建設部門)APEC エンジニア
木村 俊夫	開発業務第1本部 専門部長 技術士(建設部門)
三石 隆雄	開発業務第1本部 本部長 技術士(建設部門：道路)
*	
渡辺 幹治	株式会社ソーワコンサルタントシニア・コンサルタント技術士(建設部門) APEC エンジニア環境計量士(濃度関係)

<事務局>

河添 靖宏	審査部 環境社会配慮監理課長
河野 高明	審査部 環境社会配慮審査課長
塩浦 貴之	審査部 環境社会配慮審査課

午後2時03分 開会

○河添課長 時間も若干超過しているのですが、今回の打合せは、4時ぐらいまでには終わらせていただければと思います。まずこの中で主査を決めていただいて、そして進行をお願いできますか。

希望としては、1月7日に助言を確定していただければと思っています。それも今日の議論次第ではありますけれども、おおよそ課題部、担当事業部のほうのコメントも出揃っておるの

で、取りまとめについてはそれほど労はかからないという前提で、1月7日に議論をご説明いただき、助言を確定するというスケジュールで考えております。その意味では、1月7日にお越しいただける方に主査をお願いできればと思う次第でございますが、いかがでございましょうか。

石田委員 私、出られますけれども、明日から6日までほとんどいないんです。それで……

○原嶋委員 じゃ、いいです。私が。

石田委員 よろしいですか、すみません。

○河添課長 では、原嶋先生お願いできますか。ご協力ありがとうございます。

○河添課長 今回は、ダッカの都市交通の準備調査のドラフトファイナルです。スコーピング案についてはご助言をいただき、それを反映させた上での今回のドラフトファイナルということで、ご説明させていただく次第です。

では、ここで原嶋先生にバトンタッチして、以後の進行をお願いできればと思います。

○原嶋主査 それでは、仰せつかりましたので、よろしくお願いします。とりあえずは、ちょうどいしているコメントや質問に対するご回答を順次いただくということでよろしいですか。あと、全体的なご説明をもう一度いただく機会はあるのでしょうか。

○小野職員 進め方としましては、既に内容は見ていただいておりますので、いただいたコメントについての回答を述べさせていただいて、その後、質疑応答、議論という形でよろしいでしょうか。

○原嶋主査 そういう形でよろしいですか。

では、よろしくお願いします。

○小野職員 経済基盤開発部の小野です。どうぞよろしくお願いします。

お手元の資料では、期日までにいただいたコメントと、それ以降にいただいたものと分けさせていただきますが、一応その対応案すべてについて一通り説明させていただきます。

まず、原嶋委員からの、駅舎やその周辺の開発による環境影響評価はすべて対象外かといったコメントにつきまして、うちの対応案としましては、本案件の事業スコープの対象であればガイドラインに沿った環境配慮を行いますということで、つまり、駅の建設地や車庫建設地については対象としています。ただ、周辺開発等、対象外であるスコープについては具体的な計画がまだ周辺開発で決まっていないので、この調査の中で環境影響評価を実施するのは合理的ではないと考えまして、実施する予定はございません。

続きまして、2. のほうです。「最終報告書」という言葉について、今後のプロジェクトの

実施の手順とその過程での助言委員会の関与の場を教えてくださいという点ですけれども、今、審査部のほうからも説明がありましたけれども、1月7日に出る予定になっている皆様からの助言に基づきまして、コンサルタントチームが来年1月から2月にかけて再度現地入りしまして、最終報告書案、IEA報告書案、RAP案の追記、修正、取りまとめを行う予定です。その後、現地のプロジェクト運営委員会、プロジェクトステアリングコミュニティにこの最終報告書案、EIA報告書案、RAP案を協議しまして、バ国側の承認を得る手続になっています。

本プロジェクトは、その後またJICAの新ガイドラインに基づく手続で進んでまいりますけれども、次は環境レビューが適用となりますので、アプレイザルの前、つまり円借款の事業の審査の前に、このような形でまた助言委員会に諮らせていただくことになります。

続きまして、3.に移らせていただきます。

代替案からのルート選択の過程において、社会的環境に関する項目のみが取り上げられている印象を受けるといったコメントをいただきました。これにつきましては、すみません、7章の書きぶりを補強させていただきたいということになるんですけれども、実際は、社会的影響のみならず経済性、技術面、それからコストや自然環境の部分も含めて総合的にルート選定を行っております。

これにつきましては、調査団の福間団員から補足説明をしていただければと思います。

○福間団員 ご苦労さまです。

今回、ダッカの都市交通調査団で環境社会配慮、特に社会環境について調査を行いました福間です。

3.の代替案のルートの選択の過程についてということで、お渡ししました第7章ドラフトは、特に社会環境を中心に述べさせていただいております。5章のほうでコスト、技術面、そういうことも検討しておりますが、今、ご指摘のように、もうちょっと自然環境等も取り入れて、7章のほうを補強するという作業を1月から2月にかけて行って、最終報告書に反映させたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

前回お配りしましたというか、8月20日の助言委員会ワーキンググループの資料として、A1の案では「空港南端の緑地及びその中にある約30本の樹木の伐採が必要である」と書いておりましたけれども、さらなる設計の検討を今回の調査の間で行いまして、空港の南端についてはルートがかからない、したがって樹木の伐採も起きない、そういった線形を選択いたしております。

○原嶋主査 今の点、地図か何かありますか。○福間団員 A1の地図は……

○小野職員 配付資料7の8ページをごらんいただけますでしょうか。

○福間団員 配付資料7の8ページのFigure7.2-2なんですけれども、上の緑のルートがA1、下の青のルートがA2になっております。

○原嶋主査 こちらの資料は白黒ですけれども、上と下ですよ。

○福間団員 あ、すみません。この緑のルートがA1、ブルーのルートがA2です。今回、A1ルートの対応に当たりましては、前は空港の南端の部分の樹木が当たることを想定していましたが、今回の調査の中では空港の南端に当たるルートの選定をいたしまして、樹木の伐採もなくなった。この部分ですね。そういった状況を7章にさらに追記したいと思っております。

○小野職員 続きまして、4. です。

ドーナッシングシナリオにおいて「with」と「without」という書き方があるのは自己矛盾的にも読めるといったコメントをいただきました。すみません、これはおっしゃるとおり書きぶりを訂正させていただきます。「with」がMR Tライン6、この6号線が建設され、運営される場合。「without」というのは6号線が建設されなかった場合ときちんとわかるように、書きぶりを変えます。そして、この条件によって2020年、2025年のCO<sub>2</sub>排出量予想を行って、プロジェクトの実施による排出量収支の推定をいたしたいと思えます。

5. に移らせていただきます。「ウェイストランド」という文言についてこのようなコメントをいただいたんですが、すみません、我々は「荒地」という意味で「ウェイストランド」という言葉をいただいている状況です。廃棄物処理地は「ディスポーザルランド」になるかと思えます。

この荒地の表面下は軟弱層で構成されている可能性がありまして、その場合は未処理のまま盛り土をしますと圧密沈下によって地盤沈下のおそれがあるため、軟弱地盤改良を提言しています。それが「土壌改善等が提言されている」という中身になります。

なので、「廃棄物処理地」でなくて荒地、しかも地盤沈下対応で地盤改良を提言しているというのが事実でございます。

6. の「これは7.5.1の間違いではないか」というのは、すみません、ご指摘のとおりでございます。これは修正させていただきます。

次のページに移って、7. です。内容は割愛させていただきますけれども、いただいたコメントに対する回答としましては、6号線沿線はセクション1のウッタラ方面を除きまして、既にもう商業地、住宅地、それから一部は縫製工場として開発がほぼ完了している状況でございます。

まして、新たな雇用創出によるプラスの経済効果の予想は困難になっています。ただ一方、土地利用や地域資源利用の観点については、セクション2ではプラスBの効果、社会関係資本、地域の意思決定機関等の社会サービス、既存の社会インフラは社会サービスは、運営時、セクション2、3、4、5、6においてプラスAの効果が期待できると考えられまして、そのような記述をさせていただいています。

続いて8. 非正規住民が参加しているか否かという点につきましては、第1回の現地ステークホルダー協議では、まだ正規、非正規が明らかになっていない状況で広く沿線住民の参加を求めて開催されたという事実がございます。その後にセンサスサーベイが開始されまして、その結果、住民の中での正規居住、非正規居住が判別されました。

これを受けまして、12月21日から開始しています第2回現地ステークホルダー協議については、非正規住民も含めまして影響を受ける住民すべてを対象に、今、実施している最中です。

○原嶋主査 ここまででご質問などございますか。主に私と早瀬先生ですけれども。

では、1点よろしいですか。

先ほどの荒れ地の件ですけれども、これは一応、地盤沈下としてはレイティングは。

たしか私が申し上げたとおり、土壤汚染のところは全く影響がないという評価になっていたと思うんですけれども、地盤沈下は。

○福間団員 地盤沈下については、全体的な評価では「構造物は固い指示層で支えられるから沈下は起こらない」という評価にしております、地区ごとの評価については、これについては行っておりませんので「地盤沈下はない」という表記にしておりますけれども、今のご指摘で、やはり部分的に起こる所については追加して考慮する必要があるかと感じておりますので、これにつきましては最終報告書の中で一部、北のセクション1については圧密沈下による軟弱層の沈下が予測される、そういうふうにご追記いたします。

○原嶋主査 では、具体的に言いますと、表7.4-1のスコopingマトリックス・オブ・ザ・プロジェクトの地盤沈下の項目については、評価を見直すことになりますか。

○福間団員 そうさせていただきます。

○早瀬委員 4番についてですが、回答の中で、将来の排出量予測についてはCO<sub>2</sub>とのみ書いてありますけれども、例えば一酸化炭素だとか窒素酸化物だとか、そういうことについては今は予定されていないということですか。○渡邊 SPMと窒素酸化物については、日本のガイドラインに基づいて一応試算いたします。あとCO<sub>2</sub>ですね。

○原嶋主査 では、続けて説明してください。

○小野職員 9. です。配付資料の中で「リセットメントサイトリップスニードイット」とあります。どのようにサイトクカクスされていく見通しなのかというコメントをいただいておりますが、この後、事業が実施される場合、つまり円借款事業にきちんとつながった場合は詳細設計、ディールデザインが行われまして、現在の被影響世帯数の最少化を図って、パップスの詳細試算調査、ディールメジャーメントサーベイと合意確認、アグリーメントが実施されることとなります。

パップスとの合意確認時に損失する土地に対して、金銭による補償を望むのか、あるいは代替地を望むのかの意向が確認されることとなります。代替地が必要な場合はバ国政府側が必要な手続きをとりまして、希望者へ代替地が提供される予定になっています。

なお、バ国政府側からパラビ付近、7. 7ページをごらんいただければと思いますけれども、駅がありまして、北のほうのパラビ駅付近の24世帯については近隣での代替地の確保が可能とのコメントを得ています。

また、セットバックが難しいバンガーババン、これは南のほう、もう終点に近い駅ですが、その付近の65軒の商店につきましては、詳細設計時に線形を見直すことによってその影響を回避できる可能性が極めて高いという状況になっております。ただ、これはまた詳細設計時に状況を確認します。

10. に移らせていただきます。

結局、補償がガイドライン上の要求水準を下回ってもいけないわけですが、それを超えてしまっても他との不公平感を増長させてしまうのではないかというコメントをいただきました。マキシマムアワードベースメントバリューは市場価格の30%増しに相当します。なお、RAP案の中で「55%増し」と記述した数字は「50%」の誤りですので、訂正いたします。すみません。

さらに、お配りしたドラフトファイナルレポート7章の41ページ、7.7-6では「General rule is 30 % Grand on MARV. Additional 20 % may be given for better construction. because it is in Dhaka city and road side areas.」と表記しました。フルリペースメントコストにつきましては、1番、家屋等の建造物については公的積算価格が市場価格より高かったのが公的積算価格が採用してあります。また、2. 土地につきましては、今回対象となる土地は、道路に面して公的価格の2から3倍の価格が市場価格となっていますので、市場価格を採用しています。

続いて11. 「ハウエバー・ザ・ワーキング・エンバイアメント・イズ・ノット」というとこ

ろが意味がわからないというコメントをいただきましたが、これは、現地ステークホルダー協議の開催は、対立する政党、工場労働者、学生により頻繁に起きているデモ、道路封鎖等、状況が悪い中での開催になることをあらわしておりまして、以下、赤く着色した部分を追記したいと考えます。「ハウエバー・ザ・ワーキング・エンバイアメント・フォー・ザ・ロウコウス・ステークホルダーミーティング・イズ・ノット・カムファタブル」という書きぶりに修正させていただきます。

続きまして、これも誤字の確認ということでコメントをいただきましたけれども、すべてご指摘のとおりで、訂正させていただきます。

期日までのものについては、以上になります。

○原嶋主査 ここまでで何かありますか。

10番で確認させていただきたいんですけども、要は価格が幾つか出ていて、もう一度整理させていただきたいんですけども、市場価格というのがあって公的価格というのがあって、MARVというのがあります。さらにそれに対して、私の読んだところでは、住民の側のご要望の1つとしては、市場価格の50%増しを要求されている。その整合は。例えばMARVの50%増しと市場価格の50%、これはまた違うわけですよね。おのずと違ってきますよね。

現在、事業者側で考えていらっしゃる補償水準は、MARVの50%増しなんですか、それとも市場価格の50%増しなんですか。その辺、もう一度確認したいのですけれども。

○福間団員 今、考慮していますのは、市場価格の50%増しです。その内訳で、30%は通常採用されているといいますか、建造物の場合は建造物プラス電気、水道その他のインフラの引き込み等がございますので、通常はこれにプラス30%なんですけれども、さらにダッカの諸事情、今回、市街地での移転になるという諸事情を考慮して、さらに20%。合計50%の追加を今、考慮している状況です。

○原嶋主査 ちょっと細かいんですけども、MARVという価格は市場価格の30%増しですよ。

○福間団員 はい。

○原嶋主査 さらにそれに50%増すんですか。

○福間団員 いえ、市場価格の30%が、このユーティリティの引き込み等に相当してまして、そのほかに市場価格の20%、合計50%増し、これを今、考慮しているという意味でございます。

○原嶋主査 この表現は今のことを反映しているんですか。

○福間団員 「Additional 20%」というのは市場価格の20%増し。ですからMARVの20%増しには相当いたしておりません。

○小野職員 確かにこの英文では今の説明どおりに受け取れない部分があるかもしれませんが、修正させていただくということによろしいでしょうか。今の説明が内容になりますので。

○原嶋主査 確認ですけれども、MARVというのは、一般的には市場価格の30%ぐらいを割り増したものだという水準だということですね。

○福間団員 そうです。

○原嶋主査 今、お話になっているのは、市場価格を基準にしている。

○福間団員 はい。

○原嶋主査 では、その後でいただいたご意見について引き続きお願いします。

○小野職員 ペーパーには間に合っていないんですけれども、このように考えているという対応案をご説明させていただきます。

まず、スコーピング助言への対応の12番で、事故の評価についてコメントをいただいています。これは「助言への対応」及び「Table 7.4-18」の、「Impact Assessment on Other Aspects」の表記を以下のように修正したいと考えます。助言への対応表につきましては「モーダルシフトにより車両による交通事故は低減すると想定される」それから、事前配付資料7-22ページになりますけれども、ここのTableの書きぶりも、今「Increase of traffic will cause traffic accident」となっていますけれども、「トラフィックアクシデント・ワーディークリズ・ビコース・ザ・モロウシフト・ウィズ・ウィッチエンハンストチェンジ・フロム・オールモビオ・トゥ・MR T」こういった書きぶりに変えさせていただければと思います。

それから2. 対応表の16、17、18が、事前配付資料にも、それからRAP等にも書いていないというコメントをいただきました。これは、すみません、最終報告書案がまだ少し調整中のところがあるんですけれども、その内容は既に大体固まっていますので、まず助言の16については、この分野を担当する団員のスケジュールによりまして、これから最終報告書に記述する予定になっていますので、追ってそれをお示しさせていただきたいと思います。

○石田委員 ということは、私たちがいただいている3つの資料の中には、まだ記述がないということですね。

○小野職員 はい。

○石田委員 RAPと、CHAPTER7「環境配慮」と、もう一つはEIAですね、この3つの中にはまだ記述がなされていない。入る予定だけれども、今日討議している資料の中にはないと理解していいんでしょうか。

○小野職員 RAPとかには……、入るんですけど。

石田委員 すみません、では余計な口を挟まずに、まず16、17、18をすべて教えてください。

○小野職員 17、18については、調査団のほうから内容を紹介してください。

○福間団員 お手元に配りました資料に基づいて説明いたします。

16番については、まだお手元に資料が行っておりません。最終報告書に反映いたします。

17番につきましては、ドラフトファイナルの別の章立てのほうで……

○小野職員 その内容を木村さんから。

○木村 それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、この運賃設定につきましては、需要予測の中で行われております。我々としましては、まず最初にパーソントリップ調査をします。家庭訪問調査をいたしまして……

○石田委員 すみません、そのご説明をいただく前に、私たちが今、手にしている3つの資料のどこにあたりを書いてあるのか教えてください。

○木村 すみません。これにつきましては最終報告書、ドラフトファイナルレポートの第4章……

○小野職員 まだ調整中のところがあって申しわけないんですけれども、我々が事前配付資料としてお出したのは、第7章の環境社会配慮の部分で、この運賃設定そのものは、今の段階ではその章には入っていないんです。ただ……

○石田委員 ということは、16、17、18は、私たちがいただいている、今日、討議している3つの資料にはまだないということですか。

○小野職員 それが事実です。

○石田委員 それでわからなくなっただけなんですけれども、そうすると、事前に12月27日付で「環境社会配慮助言委員会からの助言への対応」という表が配られているので、私はこれを見ながらどこにあるのか探してみたいですね。

○小野職員 すみません。ちょっと説明がうまくなかったんですけれども、他の章にこういった記述をさせていただくという対応になっていますので……

○石田委員 それはいつ見せていただけるんですか。

○小野職員 それは……

○石田委員 この「環境社会配慮委員会からの助言」というのは、前回、8月にやったやつですよ。それへの対応を考えていただいて、今回はそれに対するドラフトファイナルですので、その対応策がどうだったかがそれぞれの報告書の中に、それぞれ1冊が分厚いのかもわかりませんが、それを私たちがもう一度見せていただくのだと理解していたんですけれども、

そうではないのでしょうか。すみません、私の理解が間違っているのでしょうか。

○小野職員 すみません。双方の理解のギャップがあるのかもしれませんが、JICA内の我々としては、ドラフトファイナルレポートの環境社会配慮の章をお出しするのが聞いていたところだったので、そこら辺をお出ししたところです。

ただ、こういった他の章にまたがるコメントについてどういった対応をするかは、まだ詰め切れていなかった状況があるのではないかと考えています。

○石田委員 わかりました。でしたら今、簡単にご説明いただくと同時に、もし可能でしたら、ご説明いただいた部分について抜き出して、後で電子ファイルか何かでいただければ。

○小野職員 もうありますので、それは今日……

○石田委員 いただいた方が、より理解が深まると思うんです。

○小野職員 わかりました。

○石田委員 すみません、私、必死で3つを探したものですから。

○小野職員 申しわけないです。ちょっと他の章にまたがっていた部分です。

では、それは補足で資料を送付させていただきます。

○石田委員 よろしくお願いします。

○木村 それでは、今、ご質問の点の簡単な補足説明をさせていただきます。

我々は現地でホームインタビュー調査、家庭訪問調査をしまして交通の状況を調べました。

それと同時に、料金に対してどういう機関分担があって、もしMRT、6号線が導入されたときにどういうシフトになるか。自動車から幾らぐらいでバスから幾らぐらいといったものを、ウィリングネス・トゥー・ペイというサーベイをいたしまして、それでもってどれだけ転換するんだというモデルをつくって調査しております。その結果に基づきまして、将来、需要がこれぐらいになって転換量がこれぐらいになる、そういう調査をいたしました。

それがドラフトファイナルの第4章に書かれておりまして、第7章というのは環境の章なので、あえてここでは触れていないというのが状況かなとは思いますが、先ほどおっしゃったように、抜き書きなり何なりをさせていただこうと思います。

○小野職員 続けて3. もご紹介ください。

○木村 これにつきましても、ドラフトファイナルレポートのアペンディックスのところにそのような、いわゆる調査の結果をまとめております。その調査といいますのは、「社会インパクト調査」と称しまして5種の対象を調査しております。1つがバスの経営者の調査、バスの運転手の調査、リキシャのオーナーの調査、それとCND、いわゆるオートリキシャと呼ばれる

もののドライバーの調査、それに加えて今回の6号線の沿道住民、約800サンプルですけれども、その調査をしております。それに基づきまして全体のコメントなり記録なりをまとめております。

簡単にその結果をご報告しますと、バスの運転者、経営者、リキシャの所有者、CNDのドライバーについては、100%このプロジェクトに対して賛意を表しております。沿道住民、就業者、就学者のインタビュー調査では、95%の人がMRTに乗りたい、バスからMRT、自動車からMRTというような状況がございます。

それと、これらにインパクトを受けると予想されるバスの経営者につきましては、道路の混雑緩和を非常に希望しております、ここの沿道につきましてはこれから人口がふえていく。人口が2倍弱ぐらいになるということで、自分たちのバスについては余り影響がないのではないかと考えておられまして、むしろ、いわゆるサービスを向上するために道路の混雑緩和をしてほしい、だから施設そのものも高架にしてほしいといった希望が挙がっております。

引き続き、18番についても説明させていただきます。ここではフィーダーが何であるかといったご質問と、民間のバスの売り上げが減るのではないかとといったことでございます。

これにつきましては、バス経営者にMRTについて質問しましたところ、フィーダーバスの整備だとかいろいろ幅広くサービスの向上を考えていきたい、その1つがMRT+バスといったことと、さらによいバスにするためにどうすればいいかといった対策を考えていきたいというようなコメントが出ております。

それと、今回はダッカの南から北に22キロの路線ですので、これに対して簡単なフィーダーネットワークをつくるというのは結構全域に影響を及ぼしますので、必ずしも今回はフィーダーのネットワークは提示しておりませんが、言葉上で、「これからフィーダーの整備も必要でありますよ」といったコメントで表現させていただいております。

それと、需要予測をした結果につきましては、2009年に比べて2025年のバス利用者が2.8倍ぐらいに増加すると予想されますので、引き続きバスそのものは市民の足となる。そして増加する分についてMRT、今回のプロジェクトの利用者になるということでございます。だから、バスそのものの会社も、バス利用者が減るとは余り考えていない。その結果、いわゆるバス会社に補てんをするだとか、そのようなことはバス会社としては考えていない。我々がインタビューに行ったらそのように言うておりました。

○小野職員 石田委員からいただいている台湾のケースが、逆に我々も勉強させていただきたいので、この民間バスの売り上げが数分の1に減ったというデータを提供していただくことは

可能でしょうか。我々もこれはある意味、衝撃といたしますか、そういった事例があるんだなということ。

○石田委員 事実を申し上げますと、これは私、インターネットで見つけたんですよ。インターネットに北京語の新聞を訳しているサイトがありまして、それを丹念に見ていたらそういうものが出てきたんですね。台湾では最近、シンジョウ線という、台湾から郊外に向けた新しいMR Tの支線ができたんです。第7番目だと思いますが。そこに関連するバス会社の売り上げがかなり減ったんですね。それで、そこには政府が補てんを検討していると書いてありました。これは彼らにとって予想外の出来事だったらしいです。

いや、この質問を書いた後すぐ探したんですが、すみません、言いわけになりますけれども、少し前のものだったらしくて見つからないので、もう一度探してみます。わかった段階でお送りいたします。

○小野職員 ありがとうございます。

○石田委員 もしどうしてもわからなければ、そのサイトをお教えしますので。

○小野職員 よろしくお願ひします。

続きまして6. で、助言案22についてですけれども、これにつきましては福間さんから。

○福間団員 これにつきましては、センサスサーベイのシートの中に対象者の滞在期間、レンジオブステイとメインオキベーションという質問項目を設けました。その結果、今回のセンサスサーベイ対象地区の中で季節的居住者、シーズナルワーカーはないことが判明して、RAPの表の中では、2.2.3の表の中では示したんですけれども、これは下記の文言「ノーシーズナルワーカー・ワズ・ファウンド・イン・ザ・サーベイエリア」というのをこの項の末尾に追加して、季節工はいなかったと明記したいと思っております。

蛇足ですが、バングラデシュの場合、ではリキシャはどうなのという話がございますけれども、リキシャのドライバーは通常田舎から来ているんですけれども、1カ月のうち15日もしくは20日働いては家に帰って、また次の月に来て同じように働いて帰るということで、季節工としては取り扱っておりません。

ですから、バングラデシュの場合、季節工というのは多くの場合、建設現場に従事する労働者です。

○原嶋主査 ここまでで、ご質問とか。

松下先生のところもご説明いただいているので、何か再質問がありましたらお願いします。

今までの石田先生のご質問の1. から6. について、再度確認の必要があればどうぞ。

○石田委員 ご説明ありがとうございました。

今の6番ですが、ご説明いただいたところは、まだ私たちがもらっている資料に載っているわけではないんですか。載っていますか。

○小野職員 RAPの2-5ページ……

○福間団員 お配りしましたRAPの2-5ページのTable-2.6が相当しています。この中にはシーズンアルワーカーということは、判明しておりませんので書いておりません。ほとんどが商売を営んでいる方、またはサービス業、それから家主。中にはリキシャのドライバーもいますけれども、先ほど説明いたしましたように、リキシャにつきましてはバングラデシュではシーズンアルワーカーとしては取り扱われていない、そういう理解でございます。

○石田委員 口頭では聞こえているので私も理解できるんですが、今、ページを示されて、でも、そこにはこの表のカテゴリズでは含めることができないんだということだと、どこに書かれているのか。また同じ質問をするんですけども。

○福間団員 季節工はいなかったということで、書いておりません。ですから、この2.3.3の末尾に先ほど赤字で説明しました「ノーシーズンアルワーカー・ワズ・ファン・イン・ザ・サーベイエリア」と追記しようかと思っております。

○石田委員 それはアペンディクスに書いてあるんですか。

○福間団員 今から追記いたします。

○石田委員 あ、追記。ぜひお願いします。ありがとうございます。

それから、人口がふえていくということで、バスについては補てんの対象としなくてもよくて、バス自体も経営が従来以上に潤っていきだろうというご説明、よく理解できたんですね。あとフィーダー機能ではないというところも、それは何らかの現状でバスの人たち、バスの経営者側とMRTの経営者側で、互いが補完的にやりましようねみたいなことを話し合ったりされているんでしょうか。その点ちょっと教えてください。

○木村 まだ現時点ではフィージビリティスタディ、いわゆるプランニングのスタディの段階ですので、実際に詳細設計の段階で完全に具体化するということになると、当然そういう動きが出てまいりますし、現在、我々が働いておりますDTCBというコーディネーションボードのほうでそのような動きも出るだろうと思われま。

○石田委員 そうすると、フィーダー機能を持つのではないかというのは調査団の予測なんですか。どういう事実に基づいてのお話なのか。

○木村 インタビューの結果が1つでございます。それと、過去の同種のプロジェクトにおい

てやはりそのような、MRTの利用者を増加するための方策としてそのようなものがとられたということがございます。

○石田委員 ありがとうございます。

○原嶋主査 今のところ、助言案としてどういう形がいいか、また後からお願いします。1.から6. ですね。

あとはよろしいですか。

特になければ、7. から8. までの2つをお願いします。

○小野職員 7. はコメントいただいたとおり、当初、8月にはA2ルートを最適案としていましたが、その後の調査におきましてカンバラリアアグリカルチャーコンプレックスビルの移転回避策を再検討した結果、A1のルートのほうがすぐれていると判断されまして、バングラデシュ側も含めたプロジェクトの運営委員会に諮ってA1ルート採用の決定が行われたというプロセスがあります。

なお、ご心配の飛行機発着への影響についても、現在、既に約20メートルの高さのプラネタリウムが建設されておりまして、MRTの高架構造物の高さはこのプラネタリウムより低く建設するというので、バ国側が飛行場を管轄していますミニステラルディフェンスの了解をとることになっている、今、そういう状況でございます。

8. はウェイトに関してということで、建設残土です。建設残土は場所打ち杭の施工時に発生します。ボリュームとしましては、ステージ1で6万立米、ステージ2で2万9,000立米、ステージ3で5,000立米、合計約9万4,000立米と予想されています。

この残土には杭壁の崩壊防止のための安定剤が含まれていますので、他の残土とは別にして埋立処理をする必要があります。具体的な埋立場所の詳細については、詳細設計時に検討いたします。

それから、グランドサブシデンス、ハイドロロジーに関してということで、Table 7.4-1で、工事段階、供用段階でマイナスDと評価されて説明されている。この内容に関連して、高架構造物を建設する場合に、現場杭打ち坑が堅固な深層に達するように打ち込まれて地盤沈下は発生しないとの記述であります。杭打ちはどの程度の深さまで行うのかということですが、杭打ちは、平均で27.5メートルとなっています。

次に、地下水流入の可能性はないのかということですが、杭は場所打ち杭となっておりまして、施工時の孔壁はベントナイト液で安定させます。コンクリートはトリミーカンで水中打設しますので、地下水の流入及び排水対策は特に必要ないという状況になっています。

これは図をお示しした方がわかりやすいと思いますので、調査のほうから。

○松川団員 土木施設を担当しております調査団の松川でございます。私のほうから簡単に説明します。

場所打ち杭の施工は、掘削方法はいろいろあるんですけども、コンクリートの打設は：一応地下水がありますけれども、孔壁の中の水位を若干上げて孔壁を安定させます。今回の地質調査では粘性土が主ですので、掘削の崩壊ということはまず考えられないんですけども、砂層の場合でも、ベントナイト等の擁壁を使えば、比重を上げれば安定する。これは日本の施工法でも実証されております。

実際にコンクリートは、トレミー管といいまして、コンクリートを打設する6インチ、8インチぐらいの径なんですけれども、これを孔壁まで下げます。それから地下水の中でコンクリートを徐々に流し込みながら、水と混ざらないような方法で少しずつ上げていきます。大体50センチから1メートルぐらいをコンクリートの中に入れながら、徐々に上げていく。それに伴って孔壁の中の水位は上がってきますけれども、それが一周していく。実際に水が流れ込むようなことは、まず考えられないというものでございます。

○小野職員 以上、8.まで終わりました。

○原嶋主査 ご質問は。

○田中委員 了解しました。具体的な工法がよくわからなかったものですから。この記述だけ見ると地下水層を切って打ち込むようなことが想定されたものですから、それでご質問させていただきました。

○原嶋主査 今の点で言うと、8.の(1)は、助言案としては残す必要がありそうな感じがしますけどね。

○田中委員 そうですね、発生残土の話は、私は必要だと思いましたので。

○原嶋主査 では、また後ほどコメントをお願いします。

続いて9.から13.まで。

○小野職員 9.に関して、移転先を提供しないことの妥当性をより明確に示すことというコメントをいただいています。

詳細設計に基づきまして被影響寿命を最小化した後、詳細資産調査を行って、パップスが、あと被影響住民の金銭による補償または代替地による補償を望むかの意向を確認するという状況になっておりますが、今の状況で移転先を提供しないことの妥当性をより明確に示す必要があるのであれば、それは逆にご助言いただければと思います。よろしく申し上げます。

それから10. 今後進める住宅開発の際に、被影響住民が希望する場合、抽せんなしで優先的に入居が促進されるとする点について、この権利が保障される期間や開発計画の見通し等について具体的に示すことというコメントをいただきましたが、ウッタラ地区、北方のこれから住宅地開発が行われるところですが、中所得者以上を対象として開発が計画されています。移転対象者は低所得者が大半になりますので、この開発地区への移転は困難と考えられます。また、移転しない住民との間の公平・公正が保たれるように、ご提案のあった権利保障については慎重に判断すべきと考えているところです。

前のほうで、逆の不公平感を与えるべきではないというコメントもいただきましたので、慎重に判断したいと考えております。

バ国政府側からは、開発地区付近の移転住民が望むのであれば、現在の住居に近い政府所有地を代替地として考慮するとのコメントがありましたので、これも詳細資産調査の結果とあわせて移転計画の実施に反映させたいと思います。

続いて11. 移転行動計画、RAP案のうち非正規の住民を対象とした保証金支払いメカニズムを示した表5.2のフローがわかりにくいというコメントをいただきました。これは、了解いたしました。次回、調査団が現地調査に赴く1月から2月の間に再度検討しまして、修正したいと思います。

12. 苦情処理委員会 グニバースエンドレンスコミッティの構成メンバーについてコメントをいただいています。こちらにつきましても、次回、1月か2月の検討時に再度検討を加えて修正したいと考えています。

もちろん苦情処理委員会は必ずしも1つだけポットあるわけではなくて、地域が長い距離にわたっていますので、地域ごとにそういったコミッティをつくり上げるというアイデアも出ていますので、これは後ほどの検討にゆだねたいと考えています。

13. は、ちょっと先に回答してしまったようなところもありますけれども、これも同じく1月か2月に検討させていただきます。各コミュニティ、移転対象が分散しているということで、いただいてコメントをもとにうまい仕組みを考えたいと思っています。

○原嶋主査 9. から13. に関して、ご質問あるいは追加のコメントはありますか。

○村山委員 ありがとうございます。

9. と10. ですが、私がRAP案を拝見した限り、6.1から6.3ぐらいだったと思うんですが、明確に場所を示していないので申しわけないんですが、ここを拝見する限り、移転先の提供はなされないと理解したんですが、そうではないのでしょうか。私の読み方がおかしい

のであればご指摘いただきたいんですが。

○福間団員 表現の仕方が、非常に慎重になっていたものですからそこまではっきり書き切っていないんですけれども、提供はいたします。これはディーテルデザイン、詳細設計が行われましたときに、さらに現在の被影響住民数を減らす予定であります。ですから、現在の261世帯というのはこのF Sの調査に基づいて261でありまして、ディーテルデザインの結果、なるべく減らすようにいたしまして、最後、どうしてもこの方々はどいていただかないといけないという方を対象に、再度詳細資産調査を行いまして、そのときにパップスの意向を確認した上、必要であれば、金銭による補償ではなく代替地による補償であれば用意いたします。これはバ国政府からそのようなコメントがありました。

幸いに、沿線というか、北のほうにおいては、このあたりなんですけれども、結構バ国政府の土地がありまして、現在の住居から遠くない地区に提供できるというコメントももらっております。ですから、最終的にはディーテルデザインが終了した後、代替地等については明確にしていく、そのように思っております。

○村山委員 後でまた確認したいんですけれども、10. で、抽せんなしで優先的に入居が促進されるといった記述もあったように思うんですが、これは私の勘違いでしょうか。

○福間団員 すみません、抽せんとかそういったものは、今回は移転数が少ないものですから、恐らくそういうふうにはならないと今は考えているんですけれども……

○村山委員 お考えかどうかではなくて、記述があったかどうかをまず伺いたいんですけれども。

○福間団員 すみません、そのページがわかりましたら。

○村山委員 そうですか。私も今、ちょっと見つけられないので。では、後でまた伺います。今のところ、お考えはないということですね。

○福間委員 はい。抽せんということは、現在ではないと考えております。

○村山委員 わかりました。

○小野職員 すみません、こちらも再度チェックして、もしそういった記述があるのであればそれは訂正させていただいて、そういった考えはないと、誤解のない表現にするということ。

○原嶋主査 今で確認ですけれども、補償措置としては、金銭的な補償と、土地の提供等による補償と両方可能性があるということなんですか。

○福間団員 その2つの可能性はあります。それが次の詳細資産調査の大きな確認項目ではないかと考えております。

○村山委員 R A Pの6.2.1、サイトセレクションの第2パラグラフにそのような記述があると思うんですが。

○小野職員 すみません、確認してご報告します。

○原嶋主査 松下先生、既に先生ご質問の項目については。訂正事項についてはそのとおりだという回答をいただいていますけれども。

○松下委員 9. については、これで了解いたしました。

○原嶋主査 あと4. ですね。

○松下委員 4. についても、これで了解いたしました。

○原嶋主査 7. は。

○松下委員 まだちょっと読んでいないので。

○原嶋主査 では、また何かありましたら。

それでは、14. から16. をお願いします。

○小野職員 14. 、商業者から出されている補償を半年間に延長することの可能性についてですけれども、現行制度では3カ月間の補償期間となっていますので、さらなる3カ月間の補償についてはジョイントベリフィケーションチームで検討することにしていきます。その補償については、R A Pの3-6ページの3.7「Employment Loss of Wage Earners」、3.8「Business Loss of Business Enterprises」の2つの項目のとおり記述させていただいているところです。

○福間団員 1点補足させていただきます。

3.8「Business Loss of Business Enterprises」につきましては、これが5万タッカから30万タッカとなっていますけれども、これが1カ月当たりか、それとも3カ月当たりかがこの文章の中に明示してありませんので、これにつきましては、次回調査に行ったときに確認してきたいと考えております。

○小野職員 15. に移ります。学校施設の転学許可に関する可能性です。現時点では、ありません。具体的にコメントいただいた内容については、詳細設計時に検討させていただければと思います。

16. のメモランダムは、R A P案のA-22ページに記載のところだと思いますが、これは調査団が次に現地調査に行く1月か2月にR A P案に追記する方向で対応させていただければと思います。

○原嶋主査 今の点で、何かございましたら。

○村山委員 14. は、これからまだ検討の余地ありということでしょうか。もしこれをやるとすれば予定の2倍のコストがかかるので、そんなに簡単ではないと思いますけれども。

○福間団員 ダッカ市で移転が出るのは今回初めてなんですけれども、これまでバングラデシュ国が実施してきた移転の中では3カ月となっておりますので、他のプロジェクトとの兼ね合いもあるものですから、それらを検討した上での回答になりますけれども、あくまでもステークホルダー協議のときにそういった希望があって、今回、ステークホルダー協議の2回目をやっておりますけれども、今回はまだそこらの数字を示すことができません。DDが終わるころ、DDの実施ころのステークホルダー協議では具体的な数字を示す必要があるかなと考えております。

○村山委員 そうすると、今のところ可能性は余りないと考えればいいですか。

○福間団員 2つ捉え方があると思うんです。1点は、今までの慣習上3カ月以上は出せないかなという点。2点目は、ダッカの特殊事情を考慮すれば、これはまた可能であるかなと。

ちょっと話は飛びますけれども、全体の補償金額を算定してみた結果、全体の補償金額は、予備費等も合わせてプロジェクト全体コストの2%以下かなと。土地、建物、それからビジネスの雇用の創出等に対して2%以下になっておりまして、バングラデシュ国政府側も、こういった数字を見ていけば、雇用の創出に対しての金額が低いものですから、可能性としてはあると思います。ただ、どういった大義で払うかという理由づけが必要かなと。

○村山委員 わかりました。

○松下委員 私が7. のコメントを出した趣旨は、MR Tライン6ができて利便性が向上して、それによって経済効率が上がって、経済効果とか雇用効果があるかと思ったのですが、既にほぼ開発が完了していて新しい雇用施設が余り予想できないというご説明、これはこれで了解いたしました。

○原嶋主査 一応全体のご説明をいただきましたが、全体を通じて、奇譚のないご意見、コメントをちょうだいできますか。その後、また助言案の具体的な成文の作業をしたいと思います。

○石田委員 少し戻りまして、今、対象とされた表の私の発言の2. とか3. 、4. スコーピング助言対応表の16、17、18、要は社会影響調査については、先ほどそれぞれご説明いただいたとおり、DFRではそれぞれ、例えば4章だとかアペンディクスに出てくるということで理解しています。

それで、今、私がつくろうとしている助言案が、それでも簡潔でいいから一部含めてくださいということを書こうとしているんですが、その場合どちらの категорияが落ちますか。RA

Pなのか、それとも「ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT STUDY」のほうなのか。

今、迷っているのは18番なんです。雇用、生計手段、地域経済への影響について。社会影響調査として、先ほどご説明いただいたようにインパクト調査、バスの経営者やリキシャの運転手や経営者、それから6号線の沿線住民、学生について行った結果、MRTは相互補完をするしということで、相互発展的に生き延びられるという調査がなされているわけですので、それはむしろRAPではなくてEIAのほうかなという気がしたんですが、そんなイメージでよろしいのでしょうか。

RAPのほうは、季節労働者がいるかないかというところは含めていただけたんですけども。

○原嶋主査 今に関連して、この次の円借款の段階でアプレイザルにかかる。その段階でつくられるものはどういう形のもので、コメントがどこに反映されるのか、ちょっと全体を教えてくださいいただけますか。

○河添課長 通常、協力準備調査が終わった後に環境レビューというプロセスに入ります。JICAが協力準備調査をやった場合は、この協力準備調査の報告書が最終的な文書になるはずですので、その報告書をふまえながら、環境レビューを行うことになります。

ただ、我々は協力準備調査を通して相手国政府に支援をしているという形になっていますので、相手国政府が修正を加えるあるいは加筆するということはあるわけですね。ですから、協力準備調査で作成した環境影響評価報告書等をもとに先方政府がさらにリバイスをかける、あるいは補足の情報を入れることはありえます。我々は政府が承認したものを審査することになっていきます。

○原嶋主査 ということは、次は環境レビューという報告書が我々の議論の対象になるわけね。ご助言等は、そちらに反映されるように指導をしていただくということですね。

○河添課長 そういうことになります。

○原嶋主査 今度は相手国政府の環境レビューの報告書の中に入れていただくようになっていくというのが段取りになるわけですね。

○河添課長 そうですね。

○小野職員 一番初めに石田先生からいただいたとおり、EIAのほうにこの16、17、18を含めるということでよろしいんですね。 そういう形で。

○原嶋主査 EIAというのは、相手国政府がつくるEIAになるわけですね。この次の段階は。

○福間団員 そうではなくて、今回の修正ということかなと思いましたがけれども。

○原嶋主査 まず今回の修正をかけていただいて、その後、そういう形になる。

○河添課長 E I Aの文書は先方政府が承認するものですので、これはJ I C Aが判断するものではなくて、先方政府のE I Aの基準に照らして満足なものができるかということ判断されるかと思います。

○原嶋主査 理論的には、こちらのほうで最終的につくるものには入れていただくけれども、バングラデシュでつくるものではそれが無視される可能性もあるわけですね。○福間団員 ゼロとは言えないです。

○河添課長 通常はないと思いますけれども。

○小野職員 でも、今回の調査でE I A案に協力させていただくというのはありますけれども、その修正版には載せさせていただくことになります。

○原嶋主査 ついでに。今日R A P案をいただいて、かなり大きな方針を示していただいているんですけども、これは詳細設計の段階になれば具体的にドコドコに移転していただくということになるわけですね。それで、今あるR A P案は案であって、詳細設計が決まった段階ではどういうものを、だれが策定して、どういう位置づけのものになるのか、確認のために教えていただけますか。

○河添課長 通常のフローですけれども、ここでできているのは実現可能性調査段階の住民移転計画書ですね。この後に、原嶋委員がおっしゃったとおり詳細設計の段階で具体的に線形が決まってきます。我々、ガイドラインの中には影響を最小化すると書かれていますので、実現可能性調査の段階で具体的な線形を確定する際にも、影響を極小化するような方向で調整していくことになる。その段階でもう一回住民移転計画書のアップデートが図られます。これは通常どこの事業でも同じような形で進められます。

ですので、詳細設計のところでもう一度アップデートされて、そこで最終的に、最初に示した補償方針に照らして実際の補償額が算定され、支払いが行われ、その後に移転が開始される、そういう手順になります。

○原嶋主査 その段階のものは、次の環境レビューの助言には出てくるわけですか。

○河添課長 環境レビューの後に詳細設計という順序になります。

○小野職員 J I C A内の私が聞くのもあれですけども、もし先方政府が全くこのとおりでいいと言ったら、今回のものと環境レビューのものとはほとんど変わりなくなるんですか。

○河添課長 そのケースもありますし、あるいは協力準備調査というのは先方政府のリクワイ

アメントもちゃんと満たしたものである、さらにJICAのガイドラインを満たしているという2つのリクワイアメントを満たしているものだと思いますので、この報告書が最終的にバングラデシュ政府のほうで認められ、これをもとに事業を進めるという意味決定がなされる可能性は非常に高いと思います。

○原嶋主査 この関連の所はいいんですけれども、それ以外の所の開発に伴う補償とのギャップが必ず出てしまう。大きな差になるのかどうか。そういうある種の不公平感を緩和することは事実上、不可能なんですか。あるいはそういうことは実際には余り起きないのか。私も現場感覚が不十分なんですけれども、その点を教えてください。

○河添課長 バングラデシュではさまざまな公共事業が行われていて、バングラデシュ政府が直営でやるものも、あるいはアジア開発銀行とか世界銀行が行うものもある。その一方で、新しいガイドラインの中では、世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離が無いことを確認することになっています。ですので、ドナーが関連する事業においては、ある意味、世界標準的に取り扱われているOP4.12というものを補償のクライテリアとして考えていくことは、各ドナー共通でやっていることです。世銀、アジア開発銀行、あと我々ですね。

一方で、地元の公共事業、バングラデシュ政府がオーナーシップを持ってやるものもあると思うのですけれども、少なくとも我々が協力するものにおいては世界標準で補償を行うことを求めているのが現状であります。

○村山委員 9. で、先ほども私、移転先を提供しないという記述があるようだと申し上げたんですが、ただ、前半のご説明の中で、個別には移転先のご検討をされているというお話があったので、ちょっと文章と表現が違うのかなという気がしています。特に6.1から6.3の部分ですね。この部分、普通に読むとこれは多分、移転先は想定されていない、しかも移転対象、被影響住民は余り移転先を望んでいない、なぜならば沿線にかなり分散しているので1つのコミュニティとしては設定されていないといったことが書かれているようなので、ちょっとそこあたり、現地に行かれたときにぜひ調整していただいて、最終案を作成していただきたいと思います。

○福間団員 ご提言ありがとうございます。

このRAPをつくり上げるには、最後ちょっと練る時間がなくて というのは、前半のステークホルダー協議の段階で非常に時間をとられました。これは回答の中でちょっとお示ししたんですけれども、今までダッカで現地ステークホルダー協議が開催されたことはありません。ですから、まずDDCB側、いわゆるバングラ側の参加を得るというんですか、要は現地に行

って説明するんですよということ自体、理解していただくまで随分時間がかかりまして、最終のステークホルダー協議が終わったのが11月11日でした。それからそういったステークホルダー協議の結果をもとにこのRAP案を作成したんですけれども、ちょっと時間が短かったのが村山先生ご指摘の部分、やはりよく練られていないというところにあらわれたと思っていますので、次回、1月から2月にかけて行ったときにこのRAP案をもっと練りまして、ご指摘の非正規住民に対する補償のメカニズムフローチャート、あれも随分込み入ったメカニズムになっていまして、正規住民とそう変わらないような方法にすることもできるのではないかと考えておりますので、そこらの助言をもとに、よりブラッシュアップしていきたい、よりわかりやすくしていきたいと考えております。

○原嶋主査 他にございませんでしょうか。

このいただいているものを中心に、助言案を成文化させていただきたいと考えておりますけれども、特に助言案として残す必要性がないものとか、あるいは十分にお話をいただいているのでこれ以上必要がないというものなどあるかと思っておりますので、確認のために、ちょっと順番に。

文章についてはまた若干直すとして、項目として残す必要があるかどうか確認させていただきたい、まず、コメント集その1で、私が最初になっておりますけれども、この1番は、助言案として特に残す必要はないと考えております。

2番は早瀬先生ですけれども、文章としてはいいですね。

○早瀬委員 はい。

○原嶋主査 3番は、文章はともかく項目としては残す、社会調査を強化していただくという趣旨は残す必要があろうかと私も考えます。

4番は、いかがですか。

○早瀬委員 4番は先ほど口頭でお話しさせていただきましたが、SPMと窒素酸化物とCO<sub>2</sub>についてという話でしたでしょうか、そのようなことで、どこかに残しておきたいと思いません。

○原嶋主査 5番についても、見直すことが前提ですけれども、一応助言に入れるということ。

早瀬先生、6番は。

○早瀬委員 構わないです。

○原嶋主査 特にいいですね。

7番については、松下先生。

○松下委員 これは結構です。

○原嶋主査 8番も特によろしいかと思えます。

9番は。

○松下委員 説明としては了解いたしました。一応助言案としては、後で文書を出しますが「非自発的移転の影響軽減策として、金銭補償または適切な代替地が確保されるよう働きかけること」といった感じでいかがでしょうか。

○原嶋主査 そうですね。

10番は、表現はともかくとして全体の構造を見直していただくことが必要だと思えますので、こういう趣旨のことは入れさせていただきたいと思えます。

11番は特に必要ないと思えますので、結構です。

その他の誤字については、よろしいでしょうか。

では、コメント集2に移りまして、1から6は内容的には非常に重要な点も含んでいるような感じがします。ただ、まとめ方を少し変えることで、2つないし3つぐらいの項目で要点を入れていただくような感じでよろしいですか。

○松下委員 はい。

○原嶋主査 1番は。

○石田委員 1番は報告書の記述の変更になるので、やはり含めたいと思えます。

○原嶋主査 2、3、4は関連して、少しまとめていただくということですね。

○石田委員 すべて社会影響調査ですので、まとめます。

○原嶋主査 6も季節工の問題ですけれども、一応これについても表現を見直していただくことが前提ですので、趣旨としては入れていただく。

○石田委員 はい。

そして5番はフィーダー機能ということなので、調査結果であることを明確にさせていただきたいということで、入れたいと思えます。

○原嶋主査 では、内容的には1から6は全部助言案として反映する。ただ、整理の仕方は少し変えるということで。

○石田委員 はい、整理いたします。

○原嶋主査 7番、8番ですが、8の(1)は、先ほども申し上げましたけれども、入れる必要があるかと思えます。

あとはいかがでしょうか。

○田中委員 後半は、よろしいです。削除で構いません。

7は……、ルートを当初案から変更したのかな。これは少し記述をしないといけないんですね。こういう指摘をさせていただくということでもいいですかね。では、7番は残すということで。

○原嶋主査 9から13は非常に重要です。RAP全体をかなり見直す必要がある。先ほど私が申し上げた10とも若干関係があるので、特に11、12、13は、もうそのままでもいいぐらい必要だと思いますけれども、9、10あたりは少しまとめる。具体的には補償の方式について、金銭だけではなく土地の提供等による違う手段も考慮されるということでしょうし、10については、どうですかね。これも表現の問題ですね。先ほどウィズアウト・ロッタリーというところがありましたけれども。

○村山委員 案としては記述があるので……

○原嶋主査 見直す必要がありますか。

○村山委員 はい。

○福間団員 了解です。そこら辺は残しておいていただいた方が。先方も必死になりますので。

○原嶋主査 では、基本的に9から13は、表現はともかくとして、基本的にはそれぞれ残すということで。

14から16はどうですか。

○村山委員 数が多ければ、14と15は外していただいて。少なければ入れておいていただいても。

○原嶋主査 数の問題ではないので。

○村山委員 少し短くして、いずれもミーティングの中で意見として出てきていますので、それについて、具体的に示せば示してほしいと思います。

○原嶋主査 補償期間の延長とか転校に対する措置についての住民の要望に、どう対応するかということですね。

16は、報告書の内容というより報告書のつくり方とか、そういう感じですかね。

○村山委員 そうですね……、ちょっとここもわからない部分があるんですが、文書の中ではメモが出たということしか書いていなくて、内容がわからなかったんですね。それがもう既に要旨に反映されているのであればいいんですけれども、そこが明確になっていなかったので確認した次第です。

○原嶋主査 このメモランダムというのは、現地語で事業者とか政府サイドに出されているものという意味ですか。

○福間団員 そう理解しております。

○原嶋主査 それはJICAの側では、現地語の問題もあるでしょうけれども、すべて把握されているんですか。それとも向こう側を経由してということですか。

○福間団員 治安の関係があって必ずしも現地ステークホルダー協議に参加しておりませんので、まず向こうに入りましてメモランダムの確認をして、先ほどお答えしましたように、このステークホルダー協議の中の資料にして追加するようにいたします。

○原嶋主査 それでは、被影響住民から提出されたメモランダムについて確認していただいて、その存在があれば収集していただいて、取り込んでいただくということですね。

○福間団員 はい。

○原嶋主査 14、15は、形としては少しまとめていただくようになりますね。

○河添課長 大体今、映しているものもあるんですけども、一方で、コメント集のその1とその2で要らないことになったものについては、こちらで削除して、まとめる等するものについては、とりあえずこのままお届けして、あと委員のほうから差しかえをお願いするという形でよろしいでしょうか。そして私たちのほうで原稿をつくって、原嶋先生宛でCcを委員宛にお届けするということがいかがでしょうか。

○原嶋主査 では、念のためにもう一度確認させてください。

コメント集1の3、4、これはCO<sub>2</sub>、SPM、あと窒素酸化物、NO<sub>x</sub>に焦点を当てて。それと5、あと9、10番。

コメント集2では、1。あと2、3、4、5は少しまとめていただくような形で、1つになるか2つになるかわかりませんが、残す。そして6。7についても残して、若干表現の変更をお願いします。8については(1)だけ残す。2は特に残さない。9、10、11、12、13は残す。14、15はまとめていただいて、残す。16は、先ほどの趣旨で残すということよろしいですか。

○河添課長 そうですね、そのあたりをこちらで抜き出してお届けしようと思います。

○原嶋主査 石田先生、時間的には大丈夫ですか。

○石田委員 もう原案は書いてしまいましたので、ちょっと夜遅くなりますけれども、後でメールを送ります。

○原嶋主査 では、まず石田先生からいただいたものを反映していただいて、今の1から6はそれに置き換えていただくということで。

○河添課長 はい。それで、それを反映したものを皆様のほうにお届けします。

○原嶋主査 あとお時間に余裕があれば他の先生方も、先でも後でも結構ですけれども。

○河添課長 明日でとりあえず仕事納めです。

○原嶋主査 では、また後で。今日間に合う方は今日、送っていただいて、それに置き換えて。

○河添課長 7日に助言案の確定ということで、あと、今日の協議の内容を簡単にご説明いただくということでお願いしたいと思います。

○原嶋主査 あと漏れ等ありましたら遠慮なく、どこに限らず漏れているところとか、あるいは「ここは」というところがありましたら遠慮なく。

○石田委員 明日、明後日あたりをめぐり途にJICAでおまとめいただいたものが送られてくると思うんですが、各先生方の文言を原案にしながら。そのまとまったものを私たちがもう一度見て、また意見を戦わせて最終ドラフトをつくる締め切りは、いつごろなのでしょう。

○原嶋主査 1月7日に提出できればベスト、そういう予定です。

○河添課長 そうですね、原嶋先生のほうでも最後に確認していただくということは、5日の終日をめぐりということかもしれません。そして原嶋先生のほうで6日にある程度取りまとめていただいて、7日に会議ということですかね。お忙しいところすみませんが。

○原嶋主査 私はいいですけども、皆さんどうですか。ご協力よろしくお願ひします。

そうすると、この事案は、またしばらくしたら環境レビューということで、助言委員会でのディスカッションの対象になるわけですか。

○河添課長 次の段階では環境レビューで、そのときにワーキンググループを開くのか、それとも全体会合の中で説明するのか、実は一番最初から協力準備調査で助言案を検討して、その次に環境レビューに行く案件というのは本件が初めてです。協力準備調査である程度協議をしたということであれば、その次の環境レビューは、既にご確認いただいた文書を環境レビューに持っていくというプロセスになりますので、そこで協議が必要かどうかというところは、相談させていただきたいと思います。

ただ、その機会にワーキンググループをもう一度開いて協議するケースもあれば、あるいはこの案件に関する最終報告書は、既に今、いただいたご意見を反映させたものであるということで確認をいただければ、そのまま環境レビューに行くケースもあるかもしれません。環境レビューを行う前の全体会合でご相談させていただきます。

○田中委員 今の話は、環境レビューの段階でも一応環境社会配慮審査会の関与が必要である、そういうことでよろしいですか。

○河添課長 はい。助言委員会に「環境レビューに入ります」ということでお話をする機会は必ずつくることがルールになっております。

○原嶋主査 それは必ず必要ですよ。むしろ今、問題なのは、この件についてはその前の段階でも助言委員会が関与していたので、どのぐらいの重さとか軽さであるかというご指摘ですね。

○田中委員 そういうことですね。

○河添課長 環境レビューの段階でももう一度協議を行う。協議というのはいろいろな形で、ワーキンググループの協議か、あるいは全体会合において報告の形でやるか、いずれかの形ではもう一度お諮りする機会があるということです。

○原嶋主査 それについては全体会合で皆さんのご意見をいただいて、多分、一律には決めがたいような感じもするんですよ。いずれにしても、全体会合でその点は問題提起を。

○河添課長 そうですね、ここで協議は。

○原嶋主査 ですから、私が申し上げる必要があれば申し上げますけれども、次回の全体会合でその問題提起をしていただいて、またご判断いただくということでよろしいでしょうか。

○河添課長 この場は最終ドラフトに対してのコメントをいただく場ですので。

○田中委員 関連して、実は1月7日に村山委員長がお休みで、私が当日その進行をするんですが、結構案件概要が、5～6件あるんですね。助言案の取りまとめもこの件とウガンダの件と2件ありまして、それぞれ時間も必要だと思いますので、もし5～6件の案件概要説明を事前にやるとすると、相当時間を要するようになります。もし整理ができれば、先に送れるものがあれば案件説明は先延ばしして……

○河添課長 あるいは今、原嶋委員からお話しいただいた環境レビューのタイミング等は協力準備調査が終わった先になりますので、そのタイミングでお話しするのもよろしいかと思います。

○田中委員 わかりました。

○原嶋主査 平山先生と柳先生は、コメントは出されていないんですよ。今日いらっしゃる形になっているんですが、出されていない。

○河添課長 今回は、出されてはいらっしゃいません。

○原嶋主査 このワーキンググループの記録として、平山先生、柳先生は文章の上でも実際の委員会にも参加しないという形でいいのか、あるいはもう一度必要があれば、この会議には間に合いませんけれども、何かコメントを出していただくことをリマインドする形にしたほうが

いいのか。もし資料が届いていて何かご発言したいことがあるけれども、今日はたまたまご不在だったということであれば大変失礼なことになってしまうので。

○河添課長　そうです。資料もお届けしてあります。

○原嶋主査　こういう場合、過去はどうされていますか。

○河添課長　登録されている委員の方には資料等をお届けし、この助言案のやりとりについてはすべてCc等を入れることにしています。

一方で、今日議論されていない中でまたご質問をいただくのも、それはそれで手戻りが生じますので、その意味では、むしろ全体会合等でまた協議をする機会もありますので、もし発言されるのであればその機会かもしれません、一方で、この場ではワーキンググループで協議をした結果を残していくことが重要だと思いますので。

○原嶋主査　記録上、このワーキンググループには参加しなかったという形にさせていただく。

○河添課長　記録はそのようにします。

○原嶋主査　載せないということによろしいですね。

○河添課長　結構です。

○原嶋主査　あとは全体会合で必要なコメントなりご意見をいただく機会を設けるということによろしいですね。

○河添課長　わかりました。

○原嶋主査　あとは、よろしいですか。

特になければ一応私のところはお終いで、その作業を進めてさせていただきますので、年末になりますけれどもご協力をよろしくお願ひします。

○河添課長　では、今年最後のワーキンググループでしたけれども、ご協力本当にありがとうございました。

午後3時45分　閉会